# 段階的緩和期間における東京都の対応

令和3年3月18日

# 1. 段階的緩和期間における東京都の対応

# 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

当面、令和3年3月22日(月曜日)0時から3月31日(水曜日)24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### (1) 都民向け:日中も含めた不要不急の外出自粛

・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

# (2) 事業者向け:営業時間の短縮、催物(イベント等)の開催制限

- ・施設管理者(次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設)に対して営業時間の短縮を要請するとともに、 業種別ガイドラインの遵守を要請(法第24条第9項)
- ・イベント主催者等に対して規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)に沿ったイベント の開催等を要請(法第24条第9項)
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、 同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

#### 4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

# 2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

#### <① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内 容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮を要請 (営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は
	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	11時から20時まで) ・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)

#### < その他の施設への対応 >

(※)4月1日以降については、別途決定する。

施設の種類	内容
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。)、劇場、 観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む 店舗(1,000平米超)(生活必需物資を除く。)、ホテル又は旅館(集会の用 に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、 サービス業を営む店舗 (1,000平米超) (生活必需サービスを除く。)	・21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時まで を協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は 公会堂、展示場、 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、 運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	・イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか 小さいほうとする)の協力依頼 【収 容 率】大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 【人数上限】5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日(月)0時~3月31日(水)24時(※)

#### <② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

内容

・イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の要請

<u>又 容 率】 大声なし:100%以内 大声あり:50%以内</u>

人数上限】 5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう

(あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼)

・令和3年3月22日(月)0時~国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和